





■『2025年度 6月 安全・環境パトロール』結果報告

安全パトロール実施

6月7日（土）トヨタ自動車九州(株) 安全健康推進部にご参加いただき、協力会事務局、指導分科会メンバー 総勢 18名にて、安全・環境パトロールを実施しました

安全パトロール結果

1	重点点検項目	工事管理板・作責・4S点検・電動工具・火気作業・高所作業関係・ロックアウト他
2	点検現場数	宮田工場：34現場（休憩中：4現場） 苅田工場、小倉工場：7現場（休憩中：3現場） 合計 41現場（休憩中：7現場）
3	指摘現場(1職場) 指導(1職場)	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘：C 作業者名簿のチェックなし ・指導：点数無し プレス品放置  
4	優良現場(0職場)	今回は、ございませんでした。

各社へのお願い・注意喚起

熱中症に備えての確認事項



注意）職場における熱中症対策強化の義務化について（罰則あり）

6 / 1 労法改正が予定されており、熱中症に関する連絡体制や対応手順および関係者への周知が罰則付きにて義務化されますので社内にて該当の有無を確認の上、必要により対応をお願い致します

詳細は下記の厚労省のURLを参照下さい

・職場における熱中症の強化の概要について 規則強化の概要（リーフレット）

URL [2025-0418-7_leaflet.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000014837_00001.pdf)

※対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

なお、今回の対象とならない場合でも熱中症は個人の耐性の脆弱性により発症するケースがあるため
体制や手順が設定されていない会社の皆さまには準じた対応を推奨いたします